

施 工 条 件 の 明 示

市川市 管財部 設計監理課

工 事 名 市川市立塩焼第二保育園外壁・屋上防水等改修工事

工 事 箇 所 市川市塩焼3丁目15番6

明示項目	明 示 事 項
工 程 管 理	1. 引渡しの期限は令和9年3月4日とする。当該工事は、保育園児及び職員等が居ながらの施工であることを考慮した工程管理を実施しなくてはならない。 2. 工事実施にあたり施工計画を立案し、監督職員の承諾を得てから工事着手すること。また、以下の条件を考慮すること。 ◇作業時間は原則として、日曜、祝日を除く 8:00～17:00 とする。但し、詳細は、保育園と協議の上調整すること。 ◇園庭における進入禁止エリアの設定期間等は保育園と協議の上決定すること。 ◇工事期間中、常に園児がいることに配慮し、施工計画を立案すること。なお、保育園の開園時間は以下の通り。 〈平日〉7:15～19:15 〈土曜〉7:15～17:30 3. 騒音・振動の懸念がある作業及び資機材搬入出作業は、事前に保育園、幼保施設管理課、設計監理課と協議し、計画すること。特に、午睡（12:30～14:30）の時間帯を避けるよう調整すること。 ◇園内で行事があるので、以下日程については、騒音や振動、ほこりの出る作業は控えること。 12/9、12/17、12/23、1/25、2/2、2/9、2/10、2/16、2/18、2/25、3/3 4. 室外機移設に伴い、エアコンが終日使用できなくなる場合については、原則として降園後もしくは休園日に行うこと。なお、移設作業の当日中にエアコンの復旧を行い、平日の運用に支障がないようにすること。また、作業日については事前に保育園、幼保施設管理課、設計監理課と協議し、計画すること。 5. ブレーカーの新設に伴う部分的な停電の日程は、原則として降園後もしくは休園日に施工・復旧すること。また、作業日については事前に保育園、幼保施設管理課、設計監理課と協議し、計画すること。

施 工 上 配 慮	1. 外壁改修について、現況の不具合（ひび割れ、爆裂、錆汁等）に起因する、雨漏りや剥落等が生じないように、以下に留意すること。 ◇外壁改修部の、ひび割れ及び欠損部における、露出鉄筋の処理（鉄筋の錆の除去及び錆止め等）を適切に行うこと。なお、下地補修後において鉄筋のかぶり厚さに留意すること。 ◇既設の外壁改修であり、適正な下地状態を確保することが成否（建物の長寿命化等）に直結するため、施工に先立ち、下地状態について現況調査を実施し、「施工数量調査報告書」（以下、報告書）を作成して、監督職員の承諾を得たうえで外壁改修を実施すること。なお、報告書は、現場管理、工事監理上の指示、把握、及び確認等を効率的に行うためのツールであることを考慮し、作成に当たっては、下記項目を網羅したうえで、現況の正確な把握や報告書の正確さや見やすさ等に関する工夫を講じること。 １）調査内容（調査項目、調査方法） ２）調査結果一覧表（調査箇所、状態別数量、補修の要否とその理由、補修施工予定数量と設計数量の比較） ３）調査図面（調査結果一覧表と整合するもの） ４）調査写真 ５）作業工程表（調査から改修実施、確認まで） ◇現況の下地状態の把握、特に不具合を補修する数量の算出に当たっては、位置、状態別の詳細な数量を正確に把握するため、現場での現況調査方法や報告書の書式について工夫すること。 2. 高圧洗浄等、水を使用する作業を開始する前には、ドレン等つまりが無いか確認する等、施設内への漏水防止措置を徹底すること。又、問題が生じた場合は、直ちに応急措置を講じたうえで監督職員と協議すること。 3. 屋上防水の、仕上げ施工段階（補強布張り、立上り、平場ウレタン塗膜防水等）においては、各材料の機能（役割）を踏まえてそれらの性能が適切に発揮されるように、施工中及び施工後の不具合防止に資する正しい作業手順と作業上のルールを遵守すること。また、以下の点に留意すること。 ◇規定の塗厚を計画的に確保するため、日々、定量的に管理・確認する方法を工夫すること。但し、塗膜に損傷を与える恐れのある方法は不可とする。 ◇立上り部の施工において、横引きドレン周囲の良好な納まりやダレの防止等、品質を確保するための適切な措置を講じること。 ◇下地の平坦性が確保され、反り、目違い、浮き、欠け、突起、脆弱部分等のないことを確認すること。また、接着の妨げとなる塵埃、油脂類、錆等の除去を入念に行うこと。 ◇補強布の不具合（曲りや隙間等）を防止するため、及び補強布同士（立上り、平場）の連続性を確保するための適切な措置を講じること。 ◇施工部位の端部および接続部の適正な処理を実施すること。 4. 気象条件（天候、温度、湿度、風速等）への対策は、完成後の品質に直結するうえ、居ながら施工であるため、施工期間中の利用者にも影響する。特に、屋上防水については、既存防水層の撤去から新規防水層の設置までの期間における漏水等への対策として、施工手順及び施工方法（工区設定、塗継ぎの処理、及びドレン周りの納め等）を工夫すること。
------------------	---

	5. 施工期間中において、外気温度の影響による配管凍結の恐れがある場合は、対策を講じること。
施 工 上 の 課 題	1. 当該工事は、住宅地内での工事であり、園児、送迎者、保育園職員、来訪者、近隣住民及び前面道路通行者等(以下、第三者という)が居ながらの施工であるため、安全面及び住環境等を最小限に抑制する対策として、少なくとも以下を実施すること。 ◇第三者に対する、環境保全対策(騒音、振動、粉塵、高圧洗浄水の飛散、塗料の飛散、及び臭気対策等)については、はつり、除去、塗装、防水はもちろん、全ての作業に対し、施工前、施工中、及び施工後に、適正に実施すること。なお、その作業日時等は、事前に設計監理課と協議、調整するとともに、作業工程ごとの適切な時期に改めて周知すること。 ◇粉塵、飛散水及び塗料による第三者への影響対策については、飛散と室内への入り込み及び残存等を防止する措置を、作業前と作業中(養生、及び施工方法等)、及び作業後(清掃、及び後片付け等)の各段階において工夫、徹底すると共に、特に第三者の動線となる個所においては、養生や事前連絡を密に行うこと。 2. 保育園関係者をはじめとする第三者から、当該工事に対する理解と協力を得るために、コミュニケーションを図る積極的な取り組みを実施すること。なお、少なくとも次の事項を実施すること。 ◇現地作業に先立ち、第三者に対して、作業内容(工程、進捗、工事の方法、工事の時間帯、施工ヤード、資機材の搬入・搬出計画、工事区画、騒音・振動、粉塵、洗浄水及び塗料を伴う作業の詳細、交通規制など)の説明と周知を確実に行うこと。 ◇現地作業開始後も、原則として1週間ごとに、監督職員及び幼保施設管理課と、作業計画(作業内容の実施計画)について協議・調整しながら工事を進めること。また、保育園職員とは随時協議し、合意形成を図ること。なお、協議結果に修正を要する止むを得ない事態が生じた場合は、随時申し出て再協議すること。また、保育園職員とは随時協議し、合意形成を図ること。なお、協議結果に修正を要する止むを得ない事態が生じた場合は、随時申し出て再協議すること。 ◇協議・調整から第三者への周知までを迅速かつ効率的に行うために、作業計画の協議資料を工夫すること。(第三者への周知資料としても活用できる書式上の工夫等) ◇保育園空間内における作業が多いことから、調整した作業計画は、作業内容だけでなく、当該作業による保育園活動への影響(作業による制約、ならびにそれらに伴う注意事項や対処方法)、及びそれらを抑制する対策方法も含めて、作業工程ごとの適切な時期に段階を踏んで、第三者に周知すること。 ◇第三者への作業計画の周知は、当該工事に対する理解と協力を得るうえで特に

	重要であるため、効果的かつ分かり易く伝わるようその方法を工夫すること。特に、1階サンデッキ、2階バルコニーは、保育園活動への影響とそれらを抑制する対策方法を詳細に整理・検討し、その内容を密に周知すること。なお、第三者には園児も含まれる点に留意し、表現方法を工夫すること。 ◇園庭開放を行っているため、作業内容を知らない近隣住民も保育園を利用することになる。作業内容の周知や、足場への進入禁止対策等を徹底して行うこと。 3. 資機材(特に塗料)は、施工日ごとの使用量を日々搬入することとし、敷地内に保管することは、作業時間帯を除き、原則として不可とする。但し、止むを得ない場合は、第三者が触れることが出来ないように、適切な措置を講じて安全に保管すること。なお搬入搬出日時等は、事前に設計監理課と協議・調整すること。 4. 工事車両による騒音、振動の抑制を徹底すること。また、工事車両の通行経路上の影響(工事車両に建設廃材の破片、粉塵を付着させたまま持ち出す、飛散させる等)防止を徹底すること。
安 全 管 理	1. 足場及び脚立等の高所作業については、被災者が重症を負うだけでなく、死亡事故に繋がることを認識し、労働安全衛生規則等に従い、適切な安全対策を講じたうえで作業を実施するよう、墜落、転落事故防止対策を徹底すること。また、安全教育、新規入場者教育を徹底すること。 2. 原則として、2 m以上の作業床がない箇所又は作業床の端、開口部等で囲い・手すり等の設置が困難な箇所の作業での墜落制止用器具は、フルハーネス型を使用すること。 3. 工事で使用する範囲とそれ以外とを、保安用の柵により明確に区分すること。特に保育室から園庭への動線については、第三者の動線と工事動線との交錯を考慮し、安全管理及び第三者への影響抑制の一環として、作業帯、誘導標識の設置、立入禁止箇所の明示を工夫し徹底するとともに、工事個所の保全のための養生も工夫すること。また、全ての作業中、資機材の搬入出時、及び建設廃棄物の搬出時における、第三者の安全確保に万全を期すとともに、交通誘導員による対応方法を予め適切に定め、徹底すること。なお、安全管理の一環として日々の清掃、整理・整頓に努めること。 4. 外部足場設置の際は、園庭への出入口に防護柵と落下防止シートを設置すること。 5. 足場設置後の避難経路を確保すること。もし確保ができない場合は、事前に保育園、幼保施設管理課、設計監理課と協議し、計画すること。 6. 工事関係車両を路上に駐車することは、原則として不可とする。 7. 工事車両の通行による第三者の通行の阻害防止と安全確保を徹底すること。特に大型車両は、周辺道路及び敷地内通路の通行時に、徐行走行を維持すること。 8. 換気のために窓を開放することを考慮すると共に、第三者および侵入者の足場への立ち入り防止対策を徹底して行うこと。 9. 登降園の時間は、園児や保護者の往来が増えるため、特に細心の注意を払って作業すること。 10. 台風や大雨等の自然災害の際は、養生シートを外す等の安全対策を速やかに行

	うこと。 11. 足場設置の際、保育室から園庭に出る動線を確保すること。
仮 設 備 関 係	1. 工事用車両の駐車については近隣有料駐車場とする。 2. 工事用水は有償にて使用することができる。 3. 工事用電力は請負者が必要な容量を別途引き込むこと。 4. 安全管理の一環として日々の清掃、整理・整頓に努めること。使用中に生じた損傷（通常の使用により生じた損耗、経年劣化を除く。）がある場合において、使用が終了したときは、その損傷を原状に復すること。
残土・産業廃棄物関係	1. 建設廃棄物は運搬距離10kmとし、中間処分とする。
そ の 他	1. 工事従事者は、作業にふさわしい服装とし、必ず腕章、ヘルメット等を着用すること。 2. 現場内の清掃、整理整頓を行い、ごみ等を出さないこと。 3. 近隣が近い場合苦情や協議に対して、真摯に対応すること。

※ 明示されていない施工条件及び明示事項が不明確な施工条件等については、監督職員と協議の上、決定するものとする。